

青信号になったら渡ろう!



自転車安全利用 五則

- 1 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- 2 車道は**左側**を通行
- 3 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
● 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
● 夜間は**ライト**を点灯
● 交差点での**信号遵守**と一時停止・安全確認
- 5 子どもは**ヘルメット**を着用

守っていますか? 自転車の交通ルール

【担当課】 道路管理課交通安全対策担当 ☎5654-8386



交差点や曲がり角では必ず止まって安全確認

自転車に関与した事故のうち、自転車側の違反の**約4割**が安全確認不足です。見通しの悪い交差点や曲がり角などでは、**いったん止まって周りの安全を確かめてから走りましょう**。また、見通しが良い道路であっても**飛び出しは大変危険**です。

スマートフォンは自転車を止めてから

スマートフォンの画面に集中していると、**視野が極端に狭くなり、周囲の危険を発見することができない**ため、思わぬ事故につながります。スマートフォンは**停車してから操作**しましょう。



自転車は路上に置かずに駐輪場を利用

自転車を路上に放置すると、**歩行の妨げ**になったり、**事故の原因**になったりするので、**駐輪場**を利用しましょう。

区営自転車駐車場の場所や費用など → 詳しくは5面へ

傘を差しながら、イヤホンで音楽などを聴きながらの運転はやめましょう

傘差し運転は**視界が遮られてしまい**、歩行者や自動車が見えなくなってしまう可能性が高まります。

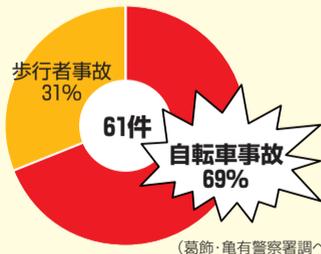
また、音楽を聴きながらの運転は**周りの音が聞こえず**、自動車の接近に気付けなくなってしまいます。

子どもの交通事故が増加

平成30年に中学生以下の子どもが交通事故に遭った件数は、平成29年と比較して**約2割増**となりました。

また、子どもが関与した交通事故は、**自転車事故が多くを占めます**。

区内で発生した子どもが関与する交通事故 (平成30年1～12月)



子どもたちへ 交通ルールを守ろう

- ▶ 自分の体に合った自転車に乗り、ヘルメットをかぶりましょう。
- ▶ いつも通っている道でもお友達とふざけたり、飛び出したりしてはいけません。
- ▶ 道路は必ず**横断歩道**で渡りましょう。渡る時は、**信号が青**になって、**車がちゃんと止まっているか**を確かめてからにしましょう。



交通ルールの遵守で安全な自転車生活を

葛飾警察署交通課長
川原井 豊春さん



自転車は手軽かつ便利な乗り物で、土地が平坦な葛飾区でも多くの方が利用していますが、使い方を間違えると危険な乗り物になってしまいます。

自転車事故は、自分は大丈夫と思っているときほど起こります。警察でも指導などを強化していますが、車道の左側通行や、一時停止などの交通ルールを自主的に守って、自転車事故を無くしましょう。